

## 事務決裁細則

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会（以下、本法人）定款第15条が規定する理事長の権限に属する事務の決裁、専決及び代理決裁等（以下、決裁等）に関し必要な事項を定め、決裁責任の所在を明確にし、本法人の能率的運営と透明性の確保を通じてその活動の向上を図ることを目的とする。

#### (指針)

第2条 代理決裁及び専決を認められた者は、理事全員の意図を酌み、趣旨を誤って専断に陥ることのないよう、自己の責任において本法人の目的に寄与すべく迅速な事務の処理に努めなければならない。

2 代理決裁、専決を認められた者及び事務局長は、全ての事案について理事全員と可能な範囲内で電子メールや書類の郵送等により現状報告及び意見交換を行わねばならない。

#### (適用範囲)

第3条 本法人の決裁等に関する事項は、本法人定款及び細則に定めのある場合のほか、この細則を適用する。

#### (定義)

第4条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 専決 この細則により専決権限を認められた者（以下、専決者）が、その範囲内で常時理事長に代わって決裁することをいう。
- (2) 決裁 理事長及び専決者が、その権限に属する事務処理について、最終的に意思を決めることをいう。
- (3) 決定 副理事長、事務担当理事及び事務局長が、決裁過程でその意思を決めることをいう。
- (4) 代理決裁 決裁する者が不在のとき、この細則に定める者が代わって決裁することをいう。

(5) 代理決定 決定する者が不在のとき、この細則に定める者が代わって決定することをいう。

(6) 不在 決裁する者又は決定する者が短期の出張、病気その他の理由により直ちに意思を決めることができない状態をいう。

#### (決裁の順序)

第5条 決裁を要する文書は、事務局長の決定及び文書審査を受けた後、順次事務担当理事の決定を得て理事長又は専決者の決裁を受けなければならない。

2 事務局長は、この細則に基づき適正に決定及び文書審査を行い、前項に規定する決裁を受けなければならない。

3 事務局長は、第1項に規定する文書が本法人以外の組織及び個人と関係がある場合は、それらとの調整について決裁担当理事の判断を得た上で決定及び文書審査を行わねばならない。

#### (総務財政委員会の設置)

第6条 この細則の目的を達成すべく、本法人内に総務財政委員会を設置する。

2 総務財政委員会の運営に必要な規則は、別にこれを定める。

#### (細則外事項)

第7条 この細則に定めのない事項については、事務担当理事及び事務局長は総務財政委員会において協議し、理事長の決裁を得るものとする。

## 第2章 事務担当理事

#### (種別と人数)

第8条 本法人内に、次の各号に掲げる事務担当理事を置く。

(1) 決裁担当理事3人

(2) 経理財務担当理事1人

(3) 会計責任者1人

(4) 出納責任者1人

2 理事長は、理事会の承認に基づき事務担当理事を任命する。

3 事務担当理事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 事務担当理事が任期途中で退任した場合、理事長は速やかに後任者を任命しなければならない。

5 前項により新たに任命された事務担当理事の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

6 経理財務担当理事は、会計責任者を兼務することができる。

(職責)

第9条 事務担当理事は、この細則に基づき次の各号に掲げる職責を負う。

- (1) 決裁担当理事は、本法人の日常業務について連帯して専決する。
- (2) 経理財務担当理事は、本法人経理財務細則及び出納管理細則に基づき本法人の経理及び財務の処理を専決する。
- (3) 会計責任者は、事務局長と連携し、本法人経理財務細則に基づき本法人の活動予算の適正な執行及び財産の管理を専決する。
- (4) 出納責任者は、事務局長と連携し、本法人出納管理細則に基づき本法人の適正な出納管理を専決する。

### 第3章 決裁専決区分

(決裁専決区分)

第10条 この細則における決裁専決は、次の各号に掲げる区分により行う。なお、第3号に規定する専決を行う決裁担当理事は、第8条第1項第1号に規定する3人の中から理事会の承認に基づき理事長が任命する。

- (1) 区分A 理事長決裁
- (2) 区分B 決裁担当理事3人による専決
- (3) 区分C 決裁担当理事1人又は経理財務担当理事による専決
- (4) 区分D 会計責任者又は出納責任者による専決
- (5) 区分E 事務局長による専決

(決裁専決事項と区分)

第11条 この細則における決裁専決事項と区分は、【別表1】のとおりとする。

(報告)

第12条 専決者は、その決裁内容について必要に応じて理事長に報告しなければならない。

(決裁専決事項の制限)

第13条 この細則に定める決裁専決事項であっても、次に掲げる事項については、理事長の決裁を受けなければならない。

- (1) 異例に属し、又は先例になると認められる事項
- (2) 紛議若しくは論争のある事項又は将来その原因となるおそれがあると認められる事項
- (3) 理事長の指揮で起案した事項

- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に理事長の決裁を受ける必要があると認められる事項

#### 第4章 代理決裁及び代理決定

(理事長の代理決裁)

第14条 理事長決裁が必要な区分Aについて理事長が不在のときは、副理事長が代理決裁する。

2 前項について、副理事長が不在のときは、決裁担当理事3人が代理決裁する。

3 前項について、決裁担当理事3人中2人が不在のときは、他の理事全員が代理決裁する。

(専決者の代理決裁)

第15条 専決者が不在のときは、別に定めがあるもののほか、次表の左欄に掲げる専決者の区分に従い、同表の右欄に掲げる代理決裁者が代理決裁する。

専決者	代理決裁者
副理事長	決裁担当理事3人
決裁担当理事3人	区分Cの決裁担当理事

(代理決定)

第16条 前条の規定は、代理決定について準用する。

(後閲)

第17条 前3条の規定により代理決裁又は代理決定した事項中、重要又は異例と認められるものは、遅滞なく後閲の措置をとらなければならない。

#### 第5章 文書の起案及び決裁

(文書の起案)

第18条 本法人の全ての事案の処理は、文書によるものとする。ただし、純粋な事務連絡又は情報交換、情報共有についてはファクシミリ、電子メール及び電磁的記録等を活用することとする。

2 文書の起案は、本法人の他の細則で定めるものを除き、起案用紙【様式1】を用いねばならない。

## 第6章 雑 則

(本細則の改廃)

第19条 この細則の改廃は、本法人定款第57条に基づき理事会の議決を経て理事長がこれを行う。

(規則)

第20条 この細則の施行に必要な規則は、別にこれを定める。

## 附 則

- 1 本法人の成立初年度に任命された事務担当理事の任期は、第8条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。
- 2 この細則は平成30年3月6日から施行する。

# 起 案 書

決裁専決区分

A B C D E

分類 番号	保 存 年 限
. .	年

決 裁 印	理 事 長	副 理 事 長	決 裁 担 当 理 事 (〇〇)	決 裁 担 当 理 事 (〇〇)	決 裁 担 当 理 事 (〇〇)	経 理 財 務 担 当 理 事 (会 計 責 任 者) (〇〇)	出 納 責 任 者 (〇〇)	
	代 表 者 印	法 人 印	適 用		合 議			
	部 ケ	部 ケ						
	文 書 番 号		施 行 年 月 日		処 理 期 限		完 結 年 月 日	情 報 公 開
H〇NPO ハ病世遺協第〇号				. .		. .		開 示 ・ 一 部 ・ 非 開 示
起 案 年 月 日		H〇・〇・〇		起 案 者	事 務 局 長		〇〇〇〇 印	
あ て 先	〇〇〇〇ほか〇名			発 信 者 名		〇〇〇〇名		
件 名	〇〇〇〇〇〇について							

## 【事務決裁細則第11条関連 別表1】

1 定款・細則記載事項		役職							
事項	区分	理事長	副理事長	決裁担当理事3人	決裁担当理事1人	経理財務担当理事	会計責任者	出納責任者	事務局長
通常総会に関する事(次行以外)	A	決裁	(代理決裁)	決定	-	-	-	-	起案
通常総会に関する事(次行以外)で、重要度の低いもの	C	-	-	-	専決	-	-	-	起案
臨時総会に関する事(次行以外)	A	決裁	(代理決裁)	決定	-	-	-	-	起案
臨時総会に関する事(次行以外)で、重要度の低いもの	C	-	-	-	専決	-	-	-	起案
理事会に関する事(次行以外)	A	決裁	(代理決裁)	決定	-	-	-	-	起案
理事会に関する事(次行以外)で、重要度の低いもの	C	-	-	-	専決	-	-	-	起案
事業計画及び活動予算に関する事(次行以外)で重要なもの	A	決裁	(代理決裁)	決定	-	-	-	-	起案
事業計画及び活動予算に関する事(次行以外)で重要度が中程度のもの	B	-	-	専決	(代理決裁)	-	-	-	起案
事業計画及び活動予算に関する事(次行以外)で重要度の低いもの	C	-	-	-	専決	-	-	-	起案
事業報告及び決算に関する事(次行以外)で重要なもの	A	決裁	(代理決裁)	決定	-	-	-	-	起案
事業報告及び決算に関する事(次行以外)で重要度が中程度のもの	B	-	-	専決	(代理決裁)	-	-	-	起案
事業報告及び決算に関する事(次行以外)で重要度の低いもの	C	-	-	-	専決	-	-	-	起案
決算計算書類に関する事(次行以外)	C	-	-	-	-	専決	-	-	起案
会計関係書類の処分に関する事(次行以外)	D	-	-	-	-	-	専決	-	起案
活動予算の流用に関する事(次行以外)	D	-	-	-	-	-	専決	-	起案
本法人が債務者となる契約の内、重要なもの	A	決裁	(代理決裁)	決定	-	-	-	-	起案
本法人が債務者となる契約の内、重要度が中程度のもの	B	-	-	専決	(代理決裁)	-	-	-	起案
本法人が債務者となる契約の内、重要度の低いもの	C	-	-	-	専決	-	-	-	起案
本法人が債権者となる契約の内、価格が100万円以上のもの	A	決裁	(代理決裁)	決定	-	-	-	-	起案
本法人が債権者となる契約の内、価格が50万円以上のもの	B	-	-	専決	(代理決裁)	-	-	-	起案
本法人が債権者となる契約の内、価格が30万円以上のもの	C	-	-	-	専決	-	-	-	起案
金庫内保管物に関する事(次行以外)	C	-	-	-	-	専決	-	-	起案
金銭出納の証憑に関する事(次行以外)	C	-	-	-	-	専決	-	-	起案
100万円以上の収益の受け入れに関する事(次行以外)	A	決裁	(代理決裁)	決定	-	-	-	決定	起案
50万円以上の収益の受け入れに関する事(次行以外)	B	-	-	専決	(代理決裁)	-	-	決定	起案
50万円未満の収益の受け入れに関する事(次行以外)	D	-	-	-	-	-	-	専決	起案
100万円以上の費用の支出に関する事(次行以外)	A	決裁	(代理決裁)	決定	-	-	-	決定	起案
30万円以上の費用の支出に関する事(次行以外)	B	-	-	専決	(代理決裁)	-	-	決定	起案
30万円未満の費用の支出に関する事(次行以外)	D	-	-	-	-	-	-	専決	起案
振替伝票の作成に関する事(次行以外)	D	-	-	-	-	-	-	専決	起案
事務局長の出張に関する事(次行以外)	D	-	-	-	-	-	-	専決	起案
事務局長以外の者の出張に関する事(次行以外)	E	-	-	-	-	-	-	-	専決
職員の自家用車業務使用登録申請に関する事(次行以外)	A	決裁	(代理決裁)	決定	-	-	-	-	起案
事務局長の自家用車業務使用承認簿兼請求書に関する事(次行以外)	D	-	-	-	-	-	-	専決	起案
事務局長以外の職員の自家用車業務使用承認簿兼請求書に関する事(次行以外)	E	-	-	-	-	-	-	-	専決
上記以外で、定款にて理事長の権限と明記されているもの	A	決裁	(代理決裁)	決定	-	-	-	-	起案

  

2 その他一般的事項		役職							
事項	区分	理事長	副理事長	決裁担当理事3人	決裁担当理事1人	経理財務担当理事	会計責任者	出納責任者	事務局長
本法人の事業に関する事(次行以外)で重要なもの	A	決裁	(代理決裁)	決定	-	-	-	-	起案
本法人の事業に関する事(次行以外)で重要度が中程度のもの	B	-	-	専決	(代理決裁)	-	-	-	起案
本法人の事業に関する事(次行以外)で重要度の低いもの	C	-	-	-	専決	-	-	-	起案